

【2】 原始仏教聖典中の釈尊雨安居記事によって確認される釈尊雨安居地

[0] 【論文5】の【2】- [1] 以下に抽出された記事は地名別にまとめものであるが、対応経ごとに整理されていなかったために厳密な考察に不向きであった。そのため【資料集5】では、扱う資料範囲を拡大した上で、さらに対応経が一目瞭然となるようにまとめた。しかし後者は地名別に整理されていないため、ここにもう一度【資料集5】の情報から得られる雨安居記事が、地名別にどのようになっているかを示さなければならない。

ある特定の聖典中の記事を、釈尊の雨安居時の記述であると判定する基準については、【資料集5】の「釈尊の雨安居記事とする表現様式」を参照されたい。

以下のリストにおける【 】内の数字は、【資料集5】において行った、

- 【1】 パーリ資料と漢訳資料が共通するもの
- 【2】 パーリ資料と漢訳資料の一部が共通するもの
- 【3】 パーリ資料のみが伝えるもの
- 【4】 漢訳資料のみが伝えるもの
- 【5】 その他

の分類のいずれに該当するかを示す。《 》はそこに分類された記事の単なる通し番号である。〔 〕は雨安居地を示す。個々の記事の所在や内容の詳細については【 】-《 》で示された数字によって【資料集5】の該当箇所を参照されたい。

[1] ヴェーサーリー

- 【1】 - 《1》 釈尊が竹林村で雨安居し、重い病にかかる。〔竹林村〕
- 【2】 - 《5》 ヴァッグムダー河畔で雨安居に入った諸比丘が偽って上人法を説く。第4波羅夷（大妄語戒）の因縁。〔大林重閣講堂：竹林村：舎衛城〕
- 【2】 - 《6》 ヴァッグムダー河畔で雨安居に入った諸比丘が上人法を宣伝して供養を得る。実得道向未受具者説戒の因縁。〔大林重閣講堂：竹林村：舎衛城〕
- 【4】 - 《17》 ヴェーサーリーで疫病が蔓延し、釈尊は王舎城で雨安居に入ろうとしていたが、ヴェーサーリーに赴く。〔王舎城・竹林園→ヴェーサーリー・彌猴池辺〕
- 【4】 - 《26》 十七群比丘が雨安居して臥坐具を片づけずに去り、臥坐具が腐ってしまい、後から来た六群比丘がこれを見て非難する。覆処敷僧物戒の因縁。〔ヴェーサーリー〕
- 【4】 - 《28》 諸比丘が蚊虻を避けて舎衛城、瞻波城、迦維羅衛城、王舎城で雨安居する。「蚊蠅を許す」。〔ヴェーサーリー〕
- 【4】 - 《31》 スディンナ・カラダカプッタが郷土から離れてコーサラ国の一処で雨安居を過ごし、雨安居を終えてからヴェーサーリーに戻る。第一波羅夷（姪戒）の因縁。〔ヴェーサーリー〕
- 【4】 - 《51》 雨安居が終わってヴェーサーリーに到来した諸比丘に房舎が行き渡らず、樹下に住したある比丘が「梵行に堪えられない」と口にする。「捨戒でなく戒羸」。〔ヴェーサーリー〕
- 【5】 - 《4》 釈尊が不浄観を説いて後、独坐に入り、その間に不浄観を修した諸比丘が自殺してしまう。釈尊が独坐から起たれて数息観を説く。〔（大林重閣講堂）〕

[2] 王舎城

- 【1】 - 《2》 プナ・マントーニプッタと舍利弗の問答、七伝駟車の喩。〔竹林園〕
- 【1】 - 《4》 釈尊が外道サクルダーイと問答する。〔竹林園〕
- 【1】 - 《6》 ダーナンジャーニが死んで梵天界に生まれる。〔竹林園〕
- 【1】 - 《16》 ダニヤ陶師子がレンガで房舎を作る。第二波羅夷（盜戒）の因縁。〔（耆闍崛山）〕
- 【1】 - 《26》 釈尊が少数の弟子を連れて南山に遊行する。10年間依止の規則を5年間に緩和する。〔（竹林園）〕
- 【2】 - 《2》 釈尊が自恣の日に自身の非を問い、舍利弗が非を見ないと答える。舍利弗の問いに釈尊が答えて、500人の諸比丘の得ている境地を説く。ヴァンギーサ長老が自恣を称える。〔舎衛城・東園鹿子母講堂：王舎城・竹林園〕
- 【2】 - 《8》 釈尊が王舎城におられた時、比丘尼が雨期中に遊行した。（比丘尼）雨期遊行戒の因縁。〔王舎城・竹林園：舎衛城（・祇園）〕
- 【2】 - 《9》 比丘尼が雨期を終えても遊行に出なかった。（比丘尼）安居竟不去戒の因縁。〔王舎城（・竹林園）：舎衛城（・祇園）〕
- 【2】 - 《10》 諸比丘尼が比丘僧伽で自恣をしなかった。（比丘尼）二部僧中不自恣戒の因縁。〔舎衛城・祇園：王舎城〕
- 【2】 - 《11》 比丘らが雨期にも遊行し、雨安居が定められる。入雨安居韃度の記述。〔王舎城・竹林園：舎衛城〕
- 【3】 - 《1》 釈尊が沙門果を阿闍世王に説く。〔ジーヴァカのアンバ林〕
- 【3】 - 《9》 カーシで雨安居を終えた比丘が王舎城・竹林園におられた釈尊に会いに来る。給与者なしに果実を食することが許される。〔竹林園〕
- 【3】 - 《10》 アーラヴィーの諸比丘が房舎を作るために際限なく乞求する。無主僧不処分過量房戒の因縁。〔竹林園〕
- 【3】 - 《11》 六群比丘が多量の糸を乞うて織工に衣を織らせる。自乞縷使非親織戒の因縁。〔竹林園〕
- 【3】 - 《12》 大会時を別衆食戒の免除の条件の一とする。〔王舎城〕
- 【4】 - 《1》 釈尊が王舎城で雨安居し、布薩時に波羅提木叉を説いてから30の比喩を説く。〔竹林園〕
- 【4】 - 《3》 目連が諸比丘に教え難き者と易い者の性質などについて説法する。〔竹林園〕
- 【4】 - 《11》 金剛子が阿羅漢になる。〔竹林園〕
- 【4】 - 《12》 舍利弗と目連の入滅。〔竹林園〕
- 【4】 - 《17》 ヴェーサーリーで疫病が蔓延し、釈尊は王舎城で雨安居に入ろうとしていたが、ヴェーサーリーに赴く。〔竹林園→ヴェーサーリー・獼猴池辺〕
- 【4】 - 《32》 ピリンダヴァッチャが五種薬を蓄えて房舎を汚す。畜七日薬過限戒の因縁。〔舎衛城：王舎城・竹林園〕
- 【4】 - 《42》 自恣の日の安居施（衣物）の許可。〔王舎城〕
- 【4】 - 《43》 自恣の日の安居施（所須物）の許可。〔王舎城〕

- 【4】 - 《48》 六群比丘が展転して清浄、欲、自恣、除罪を与える。釈尊がこれを禁じる。
〔王舎城〕
- 【4】 - 《50》 舍利弗が親族を利益するために那羅聚落に行ってそこで雨安居しようとしたが、釈尊とも離れ難い。釈尊が王舎城と那羅聚落を一布薩界とする。〔竹林園〕
- 【4】 - 《52》 処々で雨安居を過ごし終わって王舎城の釈尊のもとに至った諸比丘がいろいろな精舎に住し、その1つの猿猴精舎で、旧住の比丘が猿と不浄を行う。「畜生と犯す者も波羅夷」。第一波羅夷「淫戒」の因縁。〔王舎城〕
- 【4】 - 《68》 ピリンダヴァッチャがカッティカ賊に誘拐された甥を神通力で救出する。
〔竹林園〕
- 【4】 - 《70》 ダツバ・マッラプッタが分隊具人兼分食人になり、友比丘と地比丘が自分たちに劣悪な房舎、食事を割り当てられることを恨み、ダツバが波羅夷罪を犯したと無根の罪で彼を誹謗する。無根重罪誹他戒の因縁。〔竹林園〕
- 【4】 - 《72》 釈尊が王舎城で雨安居を終えて舎衛城に赴かれる。王舎城の商人が舎衛城までの道のりの2由旬ごとに資具を用意する。ついてきた裸形外道がおこぼれに預かる。与外道食戒の因縁。〔竹林園〕
- 【4】 - 《74》 ビンピサーラとピリンダヴァッチャの姉の夫が同時期に供養を申し出る。「別請を受けてよい」。〔竹林園〕
- 【4】 - 《75》 出家したロールカ王、ウドラーヤナが殺害される。〔竹林園〕
- 【5】 - 《1》 釈尊が王舎城で比丘を講堂に集めて七不退法を説く。それからアンバラッティカーに赴く〔耆闍崛山〕
- 【5】 - 《5》 ソーナ・クティカンナがマハーカッチャーナのもとでようやく出家してから釈尊に会いに来る。〔舎衛城・祇園：王舎城・耆闍崛山〕
- [3] 舎衛城
- 【1】 - 《3》 釈尊が諸比丘に一坐食 (ekāsanabhojana) を食することを勧めるが、バツダーリ比丘がそれに従わず、3ヶ月間、釈尊に対面しない。〔祇園〕
- 【1】 - 《7》 釈尊が舎衛城・東園鹿子母講堂で自恣の日に諸比丘に数息観などを説く。
〔東園鹿子母講堂：祇園〕
- 【1】 - 《8》 作衣時に仕事をしないでじっとしていた新参の比丘を、釈尊がすでに阿羅漢果を得ていると称える。〔(祇園)〕
- 【1】 - 《12》 イシダッタとプラーナが雨安居を終えた釈尊から説法を受ける。〔(祇園)〕
- 【1】 - 《13》 雨安居の終わりに舍利弗がある比丘に非難される。〔祇園〕
- 【1】 - 《14》 ヤソージャが500人の比丘とともに舎衛城に至るが、騒々しくして、釈尊によって追放され、ヴァッグムダー河畔で雨安居に入る。〔(祇園)〕
- 【1】 - 《17》 アッサジとプナッバスがキターギリで悪行を行い、ある比丘がカーシ国で雨安居を過ごしてからキターギリにやってきてそれを見て、舎衛国に帰った時に釈尊に報告する。汚家擯謗違諫戒の因縁。〔祇園〕
- 【1】 - 《18》 釈尊の独坐中にウパセーナが到来し、釈尊が阿蘭若住者・乞食者・糞掃衣者に仏に随意に会うことを許す。〔祇園〕

- 【1】 - 《19》 遠地に行く大臣がその前に安居施を行おうとしたが、雨安居時にあたり比丘が拒む。過前受急施衣過後畜戒の因縁。〔(祇園)〕
- 【1】 - 《20》 釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、カッティカ賊が比丘を襲う。有難蘭若離衣戒の因縁譚。〔(祇園)〕
- 【1】 - 《21》 六群比丘が雨安居に入るために、精舎を修理していた諸比丘を追い出す。牽他出房戒の因縁。〔(祇園)〕
- 【1】 - 《22》 作衣にとりかかっていたウダーインが、比丘尼に請われて衣を縫う。与非親尼作衣戒の因縁。〔祇園〕
- 【1】 - 《23》 トウツラナンダー比丘尼が非時衣として布施された布を時衣として分配してしまう。(比丘尼) 非時衣戒の因縁。〔(祇園)〕
- 【1】 - 《24》 トウツラナンダー比丘尼が雨安居中に他比丘尼に房を譲り、後で追い出す。(比丘尼) 牽他出房戒の因縁。〔祇園〕
- 【1】 - 《25》 比丘尼が比丘のいないところで雨安居を過ごし、教誨を受けられなかった。(比丘尼) 無比丘住处安居戒の因縁。〔(祇園)〕
- 【1】 - 《27》 ウデーナ優婆塞が精舎を建立して僧伽を招待したが、雨安居の間待つように言われて怒る。7日に限っての外出が許される。〔(祇園)〕
- 【1】 - 《28》 釈尊が舎衛城におられた時、比丘たちが沈黙の約束をして雨安居を過ごす。〔(祇園)〕
- 【1】 - 《29》 パーテッヤ (パーヴェッヤ) にいた諸比丘が舎衛城で雨安居しようと思いつつも間に合わず、サーケータで雨安居に入る。迦絺那衣の制定。〔(祇園)〕
- 【1】 - 《30》 王舎城において給孤独が釈尊を舎衛城における雨安居に招く。〔祇園〕 ※釈尊が後に祇園精舎で雨安居を過ごされると理解する。
- 【2】 - 《2》 釈尊が自恣の日に自身の非を問い、舍利弗が非を見ないと答える。舍利弗の問いに釈尊が答えて、500人の諸比丘の得ている境地を説く。ヴァンギーサ長老が自恣を称える。〔舎衛城・東園鹿子母講堂：王舎城・竹林園〕
- 【2】 - 《3》 釈尊が阿那律に八大人念を説き、阿那律が阿羅漢になる。〔バグガ国・スンスマーラギラ・ベーサカラー林・鹿園：舎衛国・祇園〕
- 【2】 - 《4》 ナンディヤが、雨安居の終わりに釈尊から、六法 (信 *saddha*、持戒 *silavant*、発勤 *āraddhaviriya*、繫念 *upaṭṭhitasati*、定 *samāhita*、慧 *paññavant*) を成就して五法 (如来、法、善友、棄捨、諸天) を憶念すべしとの説法を聞く。〔(祇園)〕 ※ただし『難提釈経』 (大正 02 p.505 中) は「俱舎梨国」とする。
- 【2】 - 《5》 ヴァッグムダー河畔で雨安居に入った諸比丘が偽って上人法を説く。第4波羅夷 (大妄語戒) の因縁。〔ヴェーサーリー・大林重閣講堂：ヴェーサーリー・竹林村：舎衛城〕
- 【2】 - 《6》 ヴァッグムダー河畔で雨安居に入った諸比丘が上人法を宣伝して供養を得る。実得道向未受具者説戒の因縁。〔ヴェーサーリー・大林重閣講堂：ヴェーサーリー・竹林村：舎衛城〕
- 【2】 - 《7》 マハーナーマが四月菓の自恣請をし、六群比丘が過度に要求して彼を困らせる。過受四月菓請戒の因縁。〔カピラ城・ニグローダ園：舎衛城〕

- 【2】 - 《8》 釈尊が王舎城におられた時、比丘尼が雨期中に遊行した。（比丘尼）雨期遊行戒の因縁。〔王舎城・竹林園：舎衛城（・祇園）〕
- 【2】 - 《9》 比丘尼が雨期を終えても遊行に出なかった。（比丘尼）安居竟不去戒の因縁。〔王舎城（・竹林園）：舎衛城（・祇園）〕
- 【2】 - 《10》 諸比丘尼が比丘僧伽で自恣をしなかった。（比丘尼）二部僧中不自恣戒の因縁。〔舎衛城・祇園：王舎城〕
- 【2】 - 《11》 比丘らが雨期にも遊行し、雨安居が定められる。入雨安居韃度の記述。〔王舎城・竹林園：舎衛城〕
- 【2】 - 《12》 カッサバ姓の比丘が客比丘から不当に挙罪され、釈尊に訴えに行く。チャンパー韃度の事件。〔チャンパー国：舎衛城〕
- 【3】 - 《2》 釈尊が舎衛城で3ヶ月間独坐し、起って諸比丘に受の因を説く。〔舎衛城〕
- 【3】 - 《4》 舎衛城で雨安居を終えたある比丘がカピラ城に至り、彼が雨安居中に釈尊から受けた教えを人々に説く。〔祇園〕
- 【3】 - 《5》 母と子が雨安居時に近親相姦を犯す。〔祇園〕
- 【3】 - 《6》 六群比丘が先回りしてよい床を先取りしたが、あとから来た長老に奪われ、そこでどうしても雨安居しようとするむりやり就寝場所に割り込む。強敷戒の因縁。〔祇園〕
- 【3】 - 《7》 トウツラナンダー比丘尼が衣の入手の期待が薄いにもかかわらず、雨安居を終える比丘尼らに衣がもらえる希望的観測を述べ、比丘尼らはそれを期待して衣時を過ごしてしまう。（比丘尼）薄望得衣過衣時戒の因縁。〔（祇園）〕
- 【4】 - 《2》 阿那律が衣を縫おうとしてできず、釈尊がそれを助ける。〔祇園〕
- 【4】 - 《5》 ローマサカンギヤ比丘がチャンダナ天から賢善一夜（Bhaddekaratta）偈を聞き、雨安居の後に舎衛城で釈尊からその解釈を聞く。〔祇園〕
- 【4】 - 《6》 給孤独が3ヶ月の供養を申し出る。〔祇園〕
- 【4】 - 《10》 多くの比丘がコーサラ国の一林中で雨安居し、去る時に天神が別れを惜しむ。〔祇園〕
- 【4】 - 《14》 月光長老の息子シーヴァリが20歳になって出家し、幾日も経ないうちに阿羅漢になり、舎衛城を去って王舎城・竹林園へ行く。耆闍山の東、広普山の西で雨安居を終えると舎衛城・祇園精舎の釈尊のもとへ来る。〔祇園〕
- 【4】 - 《15》 舎衛城におられた釈尊がピンビサーラ王の請で王舎城で雨安居を過ごされて王からの供養を受ける。〔祇園〕
- 【4】 - 《20》 マハーパジャーパティ・ゴータミーの要請により、比丘尼教誡人の制度が定められる。輒教尼戒の因縁。〔祇園〕
- 【4】 - 《22》 ウデーナ王がウパナンダ釈子を雨安居に招く。それを受けて雨安居に入ったウパナンダが他所でよりよい布施が受けられると聞いてそちらに移ってまた戻る。〔コーサンビー・ゴータ園：舎衛城・祇園〕
- 【4】 - 《23》 「餅を食するを許す」。〔祇園〕
- 【4】 - 《24》 比丘が衣を精舎に置いて遊行に出る。離三衣宿戒の因縁。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《25》 六群比丘が如法の裁決に従わずに、羯磨の取り消しを求めて騒ぐ。〔舎衛城〕

- 【4】 - 《27》比丘が賊と同行して釈尊に会いに来る。与賊期行戒の因縁。〔（祇園）〕
- 【4】 - 《30》「麩漿を飲むを許す」〔祇園〕
- 【4】 - 《32》ピリンダヴァッチャが五種菓を蓄えて房舎を汚す。畜七日薬過限戒の因縁。
〔舎衛城：王舎城・竹林園〕
- 【4】 - 《33》施一食処過受戒の因縁。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《34》阿那律が女性と同宿して誘惑を受けたが拒む。共女人宿戒の因縁。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《35》ウパセーナ・ヴァンガンタプッタが法臘2歳で法臘1歳に具足戒を与え、雨安居を終えて釈尊のところにくる。〔（祇園）〕
- 【4】 - 《36》「比丘尼を犯した者を出家させてはならない」。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《37》自恣の日に病で来られない比丘があった。「病比丘は自恣を与えることを許す」。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《38》「一説自恣、二説自恣も許す」。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《39》ある比丘が手に草履をもって跛行した。「軟らかいもので履きものの鼻をつくれ」。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《44》給孤独の息子である僧迦羅叉が僧を供養する。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《45》ある阿羅漢が般涅槃し、祇園精舎で僧が供養される。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《49》両部僧伽が自恣で集まり、追い出された式叉摩那、沙弥、沙弥尼が夜の間には仲良くなる。「比丘尼は夜に来て自恣を行ってはならない」。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《53》慈比丘尼と地比丘尼についての処置に従わなかった諸比丘尼が阿闍世王に放逐される。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《54》釈尊に会いに行こうとする諸比丘尼が、諸比丘と同行しようとして適わず、賊に襲われる。与尼期行戒の免除の条件。〔（祇園）〕
- 【4】 - 《55》ナンディヤ、キンピラ、バツディヤが塔山で雨安居を過ごしてから釈尊に会いにくる。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《56》「行時は水浴を許す」。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《57》雨安居中に上座が法臘に従って房をとるたびに、諸比丘が引越していた。分臥坐具人を選ぶよう定める。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《58》ある聚落によって雨安居していた比丘が、灌漑工事のために住処を一時離れざるを得なくなる。「求聴羯磨をして一時離れてよい」。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《59》諸比丘が夏安居に入る前に房舎を修理しなかった。「若し春末月に房舎を修理しなければ越威儀法」。〔祇園〕
- 【4】 - 《60》房舎が雨漏りしていた。「雨安居中でも房舎を修理すべし」。〔祇園〕
- 【4】 - 《61》ある比丘が阿蘭若処で雨安居を過ごし終わって去った後に房舎が焼けてしまった。「阿蘭若処で雨安居が終わって去る時に全員で立ち去ってはならない」。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《62》比丘尼が外道尼ともめる。訴訟戒の因縁。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《63》雨安居を終えたヴェーサーリーの比丘尼が舎衛城の釈尊のもとへ赴く途中に賊に襲われる。国外恐怖処遊行戒の因縁。〔舎衛城〕
- 【4】 - 《64》迦梨比丘尼が他のところで雨安居を過ごし、帰ってきて自分の房を返せといっ

て争いとなる。故意惑惱戒の因縁。〔舎衛城〕

- 【4】 - 《65》 雨安居を終えて舎衛城の釈尊のもとに向かったある比丘が商主と同行する。商主が関税を支払いたくないため、彼に知らせずに一時預かる。第二波羅夷（盜戒）の因縁。〔（祇園）〕
- 【4】 - 《66》 王舎城で雨安居を過ごし終えたある比丘が、壊色していない疊をそれと知らずにあやまって税関で申告する。第二波羅夷（盜戒）の因縁。〔祇園〕
- 【4】 - 《67》 目連がカッティカ賊に誘拐された給孤独長者の息子を神通力で救う。〔祇園〕
- 【4】 - 《69》 カッティカ賊に襲われて身包み剥がれた諸比丘が裸で舎衛城に至る。〔祇園〕
- 【4】 - 《71》 ウダーインは元の妻グッターの出家を待たずに王舎城に去ってそこで雨安居を過ごす。使非親尼浣故衣戒の因縁。〔祇園〕
- 【4】 - 《73》 露地然火戒の因縁。〔祇園〕
- 【4】 - 《76》 ゴーシタ園の寄進。〔祇園〕
- 【4】 - 《77》 ヴィサーカー・ミガーラマターが雨浴衣の布施を釈尊から許される。衣韃度の記事と雨衣過量戒の因縁。〔祇園〕
- 【5】 - 《2》 プナがスナーパランタに赴く。〔舎衛城・祇園：摩鳩羅無種山〕
- 【5】 - 《5》 ソーナ・クティカンナがマハーカッチャーナのもとでようやく出家してから釈尊に会いに来る。〔舎衛城・祇園：王舎城・耆闍崛山〕

[4] ヴィデーハ

- 【1】 - 《5》 ブラフマーユの弟子ウッタラが、ヴィデーハ国におられた釈尊に7ヶ月（漢訳では「夏四月」）付き従う。〔ヴィデーハ〕

[5] 釈迦国・カピラ城

- 【1】 - 《9》 釈尊がカーラケーマカ精舎とガターヤの精舎に行き、作衣を行っていた阿難のために空について説く。〔ニグローダ園〕
- 【1】 - 《11》 マハーナーマが遊行に出る直前の釈尊のもとを訪れる。〔ニグローダ園〕
- 【2】 - 《7》 マハーナーマが四月葉の自恣請をし、六群比丘が過度に要求して彼を困らせる。過受四月葉請戒の因縁。〔カピラ城・ニグローダ園：舎衛城〕
- 【4】 - 《4》 マハーパジャーパティー・ゴータミーが釈尊に女人の出家を願い出る。〔ニグローダ園〕
- 【4】 - 《78》 供養の食を運ぶ途中で釈迦族の婦女が賊に襲われる。有難蘭若受食戒の因縁。〔ニグローダ園〕

[6] パーリレツヤカ (Pārileyyaka)

- 【1】 - 《10》 釈尊がコーサンビー（または舎衛城）からパーリレツヤカに赴く。〔パーリレツヤカ〕

[7] ヴェーランジャー (Verañjā)

- 【1】 - 《15》 ヴェーランジャー・バラモンが優婆塞になる。釈尊がヴェーランジャーで馬麦

を食して雨安居を過ごされる。〔ヴェーランジャー〕

[8] 釈迦国・ヴェーダンニャ (Vedañña) と呼ばれる釈迦族の人々のアンバ林 (ambavana) 中の高殿 (pāsāda) または釈迦国・サーマ村 (Sāmagāma)

【2】 - 《1》 チュンダ沙弥がニガンタ・ナータプッタの死を釈尊に伝える (1)。

(1) *DN.029 Pāsādika-s.* (vol. III p.117) は「ヴェーダンニャのアンバ林」、*MN.104 Sāmagāma-s.* (vol. II p.243) は「サーマ村」。ただし『中阿含経』196「周那経」(大正01 p.752下)はヴァッジ(跋耆)国の舎弥村とする。

[9] バग्ガ国・スンスマーラギラ (Sumsumāragira)

【2】 - 《3》 釈尊が阿那律に八大人念を説き、阿那律が阿羅漢になる。〔バग्ガ国・スンスマーラギラ・ベーサカラー林・鹿園：舎衛国・祇園〕

[10] チャンパー (Campā)

【2】 - 《12》 カッサバ姓の比丘が客比丘から不当に挙罪され、釈尊に訴えに行く。チャンパー韃度の事件。〔チャンパー国：舎衛城〕

[11] イッチャーナンガラ (Icchānaṅgala)

【3】 - 《3》 釈尊がイッチャーナンガラで3ヶ月間独坐し、独坐から立って諸比丘に受の因を説く。〔イッチャーナンガラ林〕

[12] バーラーナシー (Bārāṇasī)

【3】 - 《8》 釈尊が雨安居された後、ウルヴェーラーに赴かれる。〔バーラーナシー〕

【4】 - 《40》 優婆夷が自身の肉を病比丘に与える。「人肉を食してはならない」。〔(イシパタナ・鹿野園)〕

[13] アヌピヤー (Anupiyā)

【3】 - 《13》 釈迦族の子弟が出家し、その雨期の間バディヤが三明を現証した。〔アヌピヤー〕

[14] 三十三天

【4】 - 《7》 釈尊が三十三天でマーヤーに説法する。〔三十三天〕

[15] 釈迦国・メーダルンパ (弥城留利邑 Medaḷumpa)

【4】 - 《8》 ミガサーラー (鹿住) が、梵行者であった父と非梵行者であった叔父への記別が同じであることに不満を言う。〔メーダルンパ〕

[16] 釈迦国・シラーヴァティー (釈氏石主釈氏聚落 Silāvati)

【4】 - 《9》 魔が諸比丘の邪魔をするために老婆羅門の姿をとってあらわれて、「未だ若

いのであるから愛欲を享受せよ」と誘惑する。〔シラーヴァティー〕

[17] コーサンビー

【4】 - 《13》 釈尊がコーサンビー・ゴーシタ園におられた時、舎衛城で雨安居を過ごしたある比丘がコーサンビーに来る。途中ウデーナ王と一悶着ある。〔ゴーシタ園〕

【4】 - 《21》 雨安居の時期にウデーナ王が出家した大臣を還俗させようとして、釈尊は彼に場所を移動することを許す。〔コーサンビー〕

【4】 - 《22》 ウデーナ王がウパナンダ釈子を雨安居に招く。それを受けて雨安居に入ったウパナンダが他所でよりよい布施が受けられると聞いてそちらに移ってまた戻る。〔コーサンビー・ゴーシタ園：舎衛城・祇園〕

[18] ウルヴェーラー

【4】 - 《16》 ウルヴェーラ・カッサパの請により、釈尊が3ヶ月をウルヴェーラーで過ごす。〔ウルヴェーラー〕

[19] 釈迦国・アーマラキー林（闇婆梨果園 āmalakivana）

【4】 - 《18》 釈尊が騒々しくした比丘たちを連れてきた舎利弗・目連を去らせようとする。〔アーマラキー林〕

[20] コーサラ国

【4】 - 《19》 コーサラ国で雨安居を終えた諸比丘が釈尊のもとに赴く途中で賊に身包み剥がされ、裸で祇園精舎に行く。従非親俗人乞衣戒の因縁。〔コーサラ国〕

【4】 - 《46》 釈尊が大比丘衆とともに雨安居に入ったが、安居比丘が少なく、臥坐具が余る。〔コーサラ国〕

[21] パーヴァー（波旬邑 Pāvā）

【4】 - 《29》 釈尊がロージャ・マッラを教化し、彼が仏・僧に供養することを申し出た餅を食することを諸比丘に許す。〔パーヴァー〕

[22] アンダカヴィンダ（阿那伽賓頭国 Andhakavinda）

【4】 - 《41》 浄地羯磨を定める。〔アンダカヴィンダ〕

[23] カーシー

【4】 - 《47》 知食人を立てることを定める。〔カーシー〕

[24] 摩鳩羅無種山（Maṅkulakārāma?）

【5】 - 《2》 プンナがスナーバランタに赴く。〔舎衛城・祇園：摩鳩羅無種山〕

[25] 釈迦国・デーヴァダハ（Devadaha）

【5】 - 《3》 西方で雨安居を過ごそうとする諸比丘が舍利弗の説法を聞く。〔デーヴァダハ〕